

政令第四百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表に掲げるもの」を「治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであつて、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

別表を削る。

附 則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

理由

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病について、その要件を定めた上で厚生労働大臣が定めるものとする必要があるからである。